

# 会津若松市電力の調達に係る環境配慮方針

(令和6年8月30日決裁)

(令和7年12月12日決裁)

## (趣旨)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第11条第1項の規定に基づき、会津若松市が行う電力の調達契約の競争入札に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、次の各号に掲げる契約をいう。

- (1) 市に立地する発電所に由来する再生可能エネルギー100%の電力であり、非化石証書（再生可能エネルギー指定あり）を有する電力の調達に係る契約
- (2) 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第5条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達に係る契約

## (適用施設)

第3条 本市が有する公共施設（行政委員会の所管施設、指定管理施設等を含む。）の電力契約は、原則として前条第1号に掲げる契約によるものとし、当該契約を締結することが困難な場合においては前条第2号に掲げる契約によるものとする。

## (入札参加資格)

第4条 環境に配慮した電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格を持つ事業者は、第2条第1号に掲げる契約にあっては、次の第1号から第3号までをいずれも満たす小売電気事業者とし、第2条第2号の契約にあっては、第1号、第2号及び第4号に掲げる要件をいずれも満たす小売電気事業者とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年告示第90号）に規定する入札参加資格を有すること。
- (2) 最新版の経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (3) 会津若松市に立地する発電所に由来する再生可能エネルギー100%の電力の調達に係る契約が可能であること。
- (4) 次条に定める環境評価項目について、別表「会津若松市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上であること。

## (環境評価項目)

第5条 第2条第2号に規定する契約における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 基本項目  
ア 二酸化炭素排出係数

- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組
- イ 市内で生み出される再生可能エネルギー導入状況
- ウ 再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況

(第2条第1号の契約に係る評価)

第6条 第2条第1号に定める電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、会津若松市産再生可能エネルギー100%電力の調達契約に係る報告書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された報告書の内容を確認し、会津若松市産再生可能エネルギー100%電力の調達契約に係る該当性を判定する。
- 3 市長は、前項の規定により判定した結果について、会津若松市産再生可能エネルギー100%電力の調達契約に係る評価結果通知書（第2号様式）により各小売電気事業者へ通知するものとする。

(第2条第2号の契約に係る評価)

第7条 第2条第2号に定める環境に配慮した電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、会津若松市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された報告書の内容を確認し、環境評価項目の評価点を判定する。
- 3 市長は、前項の規定により判定した結果について、会津若松市環境に配慮した電力調達契約評価結果通知書（第4号様式）により各小売電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、環境に配慮した電力調達契約の入札に当たり、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(入札不調における対応)

第9条 この方針に基づき入札を実施した結果、応札者がなく不調となった場合は、この方針を適用しない。

(庶務)

第10条 この方針に係る庶務は、環境共生課が処理する。

(その他)

第11条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年12月12日から施行する。

別表（第4条関係）

## 会津若松市環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	配点
(1) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） kg-CO <sub>2</sub> /kWh ※1	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
(2) 未利用エネルギーの活用状況（前年度実績） ※2, 3, 4, 5	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 再生可能エネルギー導入状況（前年度実績） ※6, 7, 8	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区分	配点
(4) 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組 ※9	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
(5) 会津若松市内産再生可能エネルギー導入状況 ※6, 10	導入あり	15
	導入なし	0
(6) 再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況 ※11	設定している	5
	設定していない	0

※1 二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は同法に基づき小売電気事業者が算定した最新の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。

※2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱または排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再エネ特措法第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※3 未利用エネルギーの活用状況の算出方法は以下のとおりとする。

◎前年度の未利用エネルギーの活用状況（%） = ①／② × 100

①前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）

②前年度の供給電力量（需要端）（kWh）

※4 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※5 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（①）には他小売電気事業者への販売分は含まない。また、前年度の供給電力量（②）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※6 再生可能エネルギー導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）地熱又はバイオマス）による電気を対象とする。

※7 再生可能エネルギーの導入状況は、各小売電気事業者からの申告による。

再生可能エネルギー導入状況は以下の算定式によるもの。

ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

◎前年度の再生可能エネルギーの導入状況（%） = (①+②+③+④+⑤)／⑥ × 100

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））

②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）

⑥前年度の供給電力量（需要端（kWh））

※8 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①から⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。また、前年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※9 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組については、各小売電気事業者の申告による。

需要家の省エネルギーの促進、電力ひっ迫時における使用量抑制等に資する取組及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組を評価する。

具体的な評価内容の例としては、下記のとおり。

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。
- ・需給ひっ迫時等において、供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを有していること。
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。

※10 会津若松市産再生可能エネルギー導入状況は、各小売電気事業者からの申告による。

※11 再生可能エネルギー100%の電力メニューとは、第3号様式提出時に、各小売電気事業者が提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギー（再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー電源及び出力3万kW以上の水力発電（ただし、揚水発電を除く。））比率が100%であるメニューをいう。